



り さい しょう めい しょ

罹災証明書

の申請はしましたか？

罹災証明書って？

各市区町村が、被災者の方の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない床上浸水・一部損壊」等を認定し、これを**証明**するものです。



うちは、火災保険や共済に入っているから、申請の必要はないよね？

ご加入の火災保険や共済とは別に受けられる支援制度もあるので、申請するのがおすすめです



うちは、ちょっと浸水しただけだけで片付ければそのまま住めるから必要ないわよね？

水が引いた後は一見被害が少なく見えますが、大規模な修繕や一時的な立ち退きが必要になることがあります。その時に支援を受けられるよう、申請をご検討ください。



うち、賃貸なんだけど

借家にお住まいの方も対象になります。

●罹災証明書で受けられる支援制度の一例

給付：被災者生活再建支援金、義援金等

融資：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等

減免・猶予：税、保険料、公共料金等

その他：応急仮設住宅、住宅の応急修理（但し、代金支払前の申請が必要です。また、応急修理制度を使うと応急仮設住宅に入る権利を失います。）

修理や解体の前に、確認してみるわ。



●申請場所 【長野市内】

市民交流スペース（本庁1階）、柳原支所、豊野支所、古里支所、篠ノ井総合市民センター、松代支所